平成31年度柏崎市社会福祉協議会事業計画

【基本方針/重点目標】

○基本方針

人口減少や家族・地域社会の希薄化が進む中で、社会的孤立や子どもの貧困が顕在化し、既存の制度 では対応困難な複合的課題が増加するなど、福祉を取り巻く環境は厳しさを増しています。

特に、深刻な労働力不足に歯止めがかからない中、昨年、政府は、外国人労働者の受け入れ拡大のため改正出入国管理法を臨時国会に上程し、今年4月からの施行が決定されました。今後、福祉・介護分野においても慢性的な人材不足の解消につながるものか、その動向が注目されています。

このような状況下において、改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、法人組織のガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上に努めるとともに、地域福祉に貢献する公益的な事業を推進していきます。

また、改正労働契約法に基づく有期労働契約者の無期労働契約への円滑な転換と処遇改善、働きやすい職場づくりのための環境整備などに努め、人材の安定的な確保を進めていきます。

地域福祉の推進では、「第三次柏崎市地域福祉活動計画」の3年目を迎え、活動計画の進捗管理や地域 住民や行政、関係機関等との協働のもと、多様な課題・福祉ニーズに応えるため、刻々と変化する実情 に即した事業や地域の生活課題解決に向けた協議をする場づくりを行っていきます。

また、少子化対策の一環として、結婚したい気持ちはあっても出会いの機会が少ない男女に出会いの場を提供する、めぐりあい事業を新たに柏崎市から受託します。

生活困窮者の自立に向けた支援事業の充実に努めるとともに、高齢者や障がい者が地域で安心して生活できるよう、権利擁護事業に引き続き取り組んでいきます。

共働きやひとり親世帯の子どもに対する支援としては、従来から取り組んでいる柏崎市立放課後児童クラブ運営受託事業を西山地域を除く市内全域に拡大します。

また、全国的にこども食堂を立ち上げる動きが加速しており、平成29年度から、こども食堂の運営を続ける中で、孤食から派生する課題は、社会とのつながりの希薄化がもたらす地域福祉課題であることがわかってきました。そこで当会では、これまでのこども食堂を、子ども、高齢者、障がい児者などすべての人々が、生きがいを共に創り高め合う共生型の居場所とするため、利用者を拡大し、子どもから高齢者までが集える地域食堂として運営を継続します。

介護保険事業では、高齢者や障がい者が、介護や支援を必要とする状態になっても可能な限り、住みなれた地域において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるように配慮しながら、利用者の立場に立った良質なサービス提供に努めます。

また、障害福祉事業においては、かしわハンズの主たる事業であるパン製造販売について、新商品の 開発や販路を拡大し、就労環境の整備と利用者工賃の向上を目指していきます。

○重点目標

- ① 経営基盤強化と働きやすい職場づくりのための環境整備、処遇改善
- ② あたたかい心で支え合い、誰もが豊かに輝けるまちづくりの推進
- ③ 利用者の立場に寄り添ったサービスの提供

◎総務・地域福祉部門(総務課・地域福祉課)

法人組織のガバナンスと経営基盤の強化を図り、財源・人材・設備・情報を有効活用し、効率的な法 人経営に努めるとともに、住民ニーズに基づいた、社協らしい機能的価値及び付加価値のある福祉サー ビスや支援の提供が図れる組織体制の整備に努めます。

多様で複雑な課題を抱える方々を支援するための専門性を有する職員などの人材確保・育成が課題となっており、雇用の処遇改善や将来の担い手となる若者に「選ばれる福祉の職場」となることを目指します。

また、男女の出会いの場を提供し、出会いへのきっかけづくりを行うかしわざきめぐりあい事業を新たに受託し、本会が有するネットワークなども活用し、福祉介護人材の地元定着の一助に繋がることを期待しています。

さて、改めて当会が推進する地域福祉は、福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みづくりであり、行政や事業者だけでなく、地域住民もその課題解決に向け、自発的に取り組み、地域に即した創意と工夫による福祉活動を総合的に推進することと定義します。

そして、地域住民や福祉活動団体、行政や専門機関等と協働して、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、共通の目標と役割分担などを定めた第三次地域福祉活動計画が、計画期間の3年目を迎えます。

それぞれの地域ごとに発生する生活課題の把握と解決に向けて、幅広い地域住民、ボランティア・NPO、 当事者、事業者、行政を巻き込み、同じ土俵で議論ができるか、その過程で、連携や調整、事業創出が いかに進むかといったことを主眼に置き、地域診断を継続的におこない、アウトリーチ*1とプラットフ オーム*2作りの実践を積み重ねていきます。

生活困窮者自立支援事業は、5年間の相談実績を分析し、対処的な相談対応だけでなく、生活困窮に 陥らない地域づくりを目指して行きます。特に、ひきこもり状況にある方の就労準備支援と、生活困窮 者世帯への学習支援の充実に努めます。

日常生活自立支援事業について、新潟県社会福祉協議会が基幹社協として長岡市社協に委託していた 事業を県内市町村社協での実施に移行するため、平成31年度から業務を受託します。

また、身寄りのない方の支援については、定期開催しているワーキンググループの結果を踏まえて、 具体的な取り組みにつなげられるように関係機関との連携に努めます。

柏崎市立放課後児童クラブ運営受託事業については、平成 31 年度から新設される枇杷島第二児童クラブを含めた9児童クラブを新たに受託し、合計22児童クラブを運営します。

※1 アウトリーチとは、ソーシャルワーカーが相談機関に持ち込まれる相談を待つのではなく、問題を抱えた人がいる地域社会やその人たちの生活空間に出向き、相談援助というサービスを提供することである。

※2 プラットフォームとは、地域課題を共有・協議するための場づくり。生活課題が複雑化・深刻化する中、ひとつの団体だけでは解決できない困難な課題を、地域住民、行政、社会福祉法人、NPO、専門家などの関係機関等がそれぞれの強みを活かし、連携して解決に取り組むこと。

総務課 (総務係・経理係)

○総務課重点目標

- ① 組織ガバナンスと経営基盤の強化
- ② 財務状況とリンクした中長期の職員採用計画の策定
- ③ 職員研修の機会の提供と充実

○総務係

法人運営のガバナンス強化を図り、職員の資質向上や働きやすい労働環境の整備を行いながら、さらなる運営体制の強化に努めます。

1 法人運営機能の強化

- (1) 運営体制の強化
 - ① 内部監査等による統制環境の充実と不正の防止
 - ② 法令順守とモラル意識の形成
 - ③ ホームページ及び福祉のひろばによる事業報告及び財務諸表、役職員組織体制等の公表

2 法人の会務運営

- (1) 評議員会の開催:定時6月、3月
- (2) 理事会の開催:5月、9月、12月、3月
- (3) 評議員選任・解任委員会の開催
- (4) 監査の実施:5月、11月
- (5) 地域福祉委員会、在宅福祉サービス委員会の開催:2月
- (6) 第三者委員会の開催:5月、11月
- (7) 先進地役職員視察研修会及び新潟県民福祉大会の参加(南魚沼市):10月29日~30日

3 職員の育成・組織力の向上

- (1) 人材の確保と育成
 - ① 適切な人員配置と中長期採用計画の策定
 - ② 専門職・介護職の確保・育成・定着
 - ③ 障がい者雇用の促進
- (2) 職員の資質向上と育成
 - ① 人事考課制度の効果的運用と育成面接による目標管理
 - ② 各種研修機会の提供と充実
 - ③ 国家資格をはじめとする各種資格取得の奨励及び助成
- (3) キャリアアップ制度の推進
 - ① 国家資格等有資格者の正職員への登用推進
 - ② 非常勤職員から常勤職員へのステップアップの奨励
 - ③ 雇用契約職員の無期転換後の労働環境整備

- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進及び健康支援
 - ① 安心して意欲的に働ける労働環境の整備
 - ア 計画付与を含めた年次有給休暇及び夏季休暇の取得促進
 - イ 育児休業・介護休業制度等の周知と取得の促進
 - ウ 各種助成金制度の取得推進
 - ② 心と体の健康支援
 - ア 定期健康診断等による健康障害の早期発見、要精密検査者への受診勧奨の実施
 - イ 衛生委員会における健康障害防止対策及び安全衛生活動の推進
 - ウ 心の健康に関するメンタルヘルス研修の実施
 - エ インフルエンザ予防接種の実施

4 会員会費制度の実施

- (1) 会員加入率の向上促進
- (2) 会員制度の推進
 - ① 一般会員:一口500円(世帯)
 - ② 賛助会員: 一口 500 円以上
 - ③ 特別会員: 一口 5,000 円以上

ア ホームページ内バナー広告及び福祉のひろば内広告の推進

- (3) 広報・啓発活動
 - ① ホームページの管理、各種情報の発信
 - ② 広報紙:福祉のひろばを年6回発行

5 社会福祉協議会長表彰の実施

- (1) 民生委員·児童委員表彰
- (2) 社会福祉団体役員表彰
- (3) 社会福祉活動優良団体·個人表彰
- (4) 社会福祉事業協力表彰
- (5) 永年勤続表彰
- (6) 寄附感謝状の贈呈

6 指定管理事業

- (1) 柏崎市総合福祉センター
 - ① 建物、設備等の維持管理及び付随事務

7 柏崎市共同募金委員会への協力

(1) 10月~3月実施の赤い羽根共同募金への協力

8 日本赤十字社柏崎市地区への協力

(1)5月~6月実施の日赤協力金取りまとめへの協力

○経理係

法人全体の中長期にわたる財政基盤の安定化を図り、確実な内部統制を構築し、経営体制の強化を 図っていきます。

1 経営体制と財務基盤の強化

- (1) 中長期の各種積立計画及び大規模修繕計画策定の取り組み
- (2) 内部統制の強化及び経理規程等の見直し

2 適正な会計業務の実施

- (1) 会計基準に基づく適正な会計処理
- (2) 顧問会計事務所による定期監査
- (3) 寄付金品の収受及び運用管理
- (4) 各種税金に関する申告・徴収・納税

3 介護報酬請求及び各種申請、届出等に関する事務の実施

- (1)介護報酬・利用者負担金等の請求及び入金管理の徹底
- (2) 各種申請書の管理

地域福祉課(地域福祉係・生活支援係・こども支援係・高柳支所・西山支所)

○地域福祉課重点目標

- ① 第三次地域福祉活動計画の推進に向けた協力体制の基盤整備
- ② 生活困窮者自立支援事業等の相談支援体制の充実・強化
- ③ 柏崎市立放課後児童クラブ運営受託に係る事務局機能の強化及び支援員の資質向上

○地域福祉係

地域福祉推進のために地域福祉課題に積極的に取り組み、誰もが住みなれた地域で安心して生活できる環境づくりを目指して、地域福祉活動計画の推進、ボランティア活動などの事業に取り組みます。

1 第三次地域福祉活動計画に基づく地域福祉事業の展開

- (1) 第三次地域福祉活動計画に沿った事業の展開と進捗管理
 - ① 地域福祉活動計画の周知・進捗管理
 - ア 推進会議による進捗管理
 - イ 研修会の開催
 - ウ 先進地視察の実施
 - ② コミュニティを単位とした住民同士の協議する場づくり
 - ③ 地域の生活課題の把握:地域診断
 - ア 地域情報の収集・分析
 - イ 地区福祉組織が実施する支え合い事業の運営支援
 - ウ 地区福祉組織、ふれあいサロン運営者研修会の開催
 - ④ 地域リーダーの育成
 - ⑤ 気軽に集える場、交流の場を地域につくる支援
 - ア ふれあいサロン、子育てサロンの立上げ及び運営支援
 - イ 地域で生活する障がい者とボランティアによる料理交流会の開催協力
- (2) ふれあい総合相談所の設置

THE REPORT OF THE PARTY OF THE						
相談区分		相談実施日	時間			
一般相談	心配ごと相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時~正午			
専門相談	法律相談	毎月第1・第3火曜日	午後1時~午後3時			
	司法書士相談	毎月第4木曜日	午後1時~午後3時			
	行政書士相談	奇数月第3木曜日	午後1時~午後3時			

※専門相談は事前予約制とする。

- ① 市内相談機関との連携・協力・意見交換会の開催
- ② ふれあい総合相談所の運営に関する広報
 - ア 福祉のひろばへの定期的な相談事業の記事掲載
 - イ 市民向け啓発講演会の開催
- (3) 広報・啓発活動
 - ① 広報イベント「わいわいがやがやフェスティバル」「おもちゃフェスティバル」の開催
 - ② ホームページやSNS等を活用した地域福祉・ボランティア情報の発信

- (4) 福祉団体等への活動支援
 - ① 柏崎市老人クラブ連合会
 - ② 柏崎市手をつなぐ育成会
 - ③ 柏崎市母子寡婦福祉やまゆり会
 - ④ 柏崎市ボランティア連絡協議会
 - ⑤ その他福祉関係団体

2 ボランティアセンター運営事業

- (1) 運営体制の充実
 - ① ボランティアセンター運営委員会の開催
 - ② ボランティアセンター運営委員先進地視察
- (2) ボランティア活動の相談支援
 - ① ボランティア活動を希望する個人・団体への相談及び支援
 - ② ボランティア登録、ボランティア保険加入手続きの受付及び保険料の一部助成
- (3) ボランティア体験講座
 - ① ボランティア体験月間ア サマーチャレンジボランティアイ 24 時間テレビチャリティ募金への参加協力
- (4) ボランティア養成講座
 - ボランティア入門講座
 すぐできる編
 災害支援ボランティア編
 - ② ボランティアコーディネーター養成講座
- (5) ふくし・ボランティアの出前講座
 - ① ボランティア体験プログラム
 - ② 高齢者疑似体験や福祉講話等の出前講座の開催
- (6) 障がい理解講座
- (7) ボランティア交流会の開催

3 災害支援活動事業

- (1) 柏崎地域生活応援事業:除雪ボランティア事業
 - ① 地区民協、町内会長会、除雪会議への事業の周知
 - ② 除雪ボランティアセンターの設置及び運営
 - ③ 除雪ボランティアコーディネーターの委嘱
 - ④ 除雪ボランティア活動者の紹介
 - ⑤ 落とし板の取り付け、取り外し事業
- (2) 県内外で発生する自然災害等の復旧支援活動
 - ① 災害発生時のボランティアセンター設置
 - ② 全国各地で発生する災害情報の収集及び発信
 - ③ 被災地災害ボランティアセンターへの職員派遣

4 ふれあい給食サービス事業

(1) 毎日型給食サービスの実施

① 対 象: 調理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等

② 目 的: 食の確保と安否確認、孤独感の解消

③ 配達日: 年末年始及び祝日を除く毎日

④ メニュー: Aコース550円(おかず、ごはん、味噌汁) Bコース450円(おかずのみ)

5 指定管理事業

(1) 柏崎市高齢者生活支援施設結の里

① 事業内容:利用許可、設備の維持管理、入居者の見守り支援(居室数 24 室: 単身部屋 23 室、 夫婦部屋1室)、交流室・調理室等の貸館事業の実施

(2) 柏崎市高齢者用冬期共同住宅ひだまり

① 事業内容: 共同住宅の利用及び設備の維持管理、入居者の見守り支援 (居室数8室: 入居期間11月~翌年4月まで)の実施

(3) 柏崎市西山町いきいき館

① 事業内容:利用許可、設備の維持管理、貸館事業の実施

6 共同募金配分金事業

- (1) 一般募金配分金事業
 - ① 赤い羽根パートナーミーティングの開催
 - ② 新一年生お祝い事業
 - ③ 街頭募金運動への協力
 - ④ 地区コミュニティまつりへの屋台の出店及び共同募金事業のPR
 - ⑤ 名入れカレンダー製作・配布
- (2) 歳末たすけあい募金配分金事業
 - ① おせち料理配達事業

7 かしわざきめぐりあい事業(新規)

結婚したい気持ちはあっても出会いの機会が少ない男女に出会いの場を提供するなど、出会いの きっかけづくり事業を実施します。

- (1) 実行委員会の運営
- (2) 出会いイベントの開催

○生活支援係

高齢者や障がい者及び就労困難者などが、地域で生活できるように、生活全般の相談や支援を行っていくとともに、日常生活において判断能力が低下してきている方への支援も積極的に取り組んでいきます。

1 生活困窮者自立支援事業

- (1) 生活困窮者自立支援事業の受託
 - ① 困窮者からの相談及び包括的に対応する自立相談支援事業の実施と事業周知
 - ② 家計改善支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業の実施
 - ③ ひきこもり、孤立ケース等の相談、援助
- (2) 生活福祉資金貸付事業の受託
 - ① 借入希望者への相談対応
 - ② 滞納者への償還指導
- (3) 自殺予防のための相談支援体制の強化
 - ① 保健所及びハローワークとの協同によるワンストップ総合相談会の開催
 - ② 関係機関との連携

2 日常生活自立支援事業

- (1) 日常生活自立支援事業の推進
 - ① 利用者個々の生活にあったアセスメントとサービスの提供
 - ② 虐待ケースの相談、援助
 - ③ 地域包括支援センターや障害者等相談支援事業所、居宅介護支援事業所等との連携
 - ④ 新潟県社会福祉協議会日常生活自立支援事業の市町村社協事業への移行

3 成年後見制度事業

- (1) 成年後見制度普及啓発等事業の受託
 - ① 成年後見制度に関する相談対応
 - ② 親族申立、市長申立の手続き支援
 - ③ 成年後見制度を周知するための研修会の開催や広報
- (2) 市民後見人が活動しやすい体制の整備
 - ① 第4期市民後見人養成講座の開催
 - ② 市民後見人の活動団体を立ち上げるための体制整備
- (3) 身寄りのない方を支援する仕組みづくりのためのワーキング開催
- (4) 成年後見制度利用促進基本計画における中核機関設置に向けた準備

4 法人後見事業

- (1) 法人後見事業の実施
 - ① 法人後見運営委員会の開催
 - ② 法人後見の受任
 - ③ 法人後見事業の支援員として活動する市民後見人のバックアップ

5 地域移行等支援事業

- (1) アパート生活を通して、社会生活体験機会の提供と地域生活移行への支援
 - ① 施設や病院に長期間入所・入院する障がい者等の地域生活への移行準備
 - ② 生活困窮者等の緊急的な支援としての活用

○こども支援係

就労その他の事情により、保護者等が不在の児童の健全な育成を図るため、柏崎市立放課後児童 クラブを運営受託するとともに、子どもを中心に誰もが集える地域の居場所づくりを目的に、こど も食堂・地域食堂の運営及び立上げ支援を行います。また、福祉の心を育てるため、小中学校等へ 福祉教育推進プログラムを提供し、児童の健全育成の一翼を担っていきます。

1 柏崎市立放課後児童クラブ運営受託事業

- (1) 事務局機能の強化及び支援員の資質向上
- (2) 柏崎市から運営受託する22児童クラブ

名 称	位 置	定員	受託日
比角第一児童クラブ	柏崎市扇町2番22号	80 人	H29. 4. 1
比角第二児童クラブ	柏崎市豊町3番59号	29 人	H23. 4. 1
東部児童クラブ	柏崎市橋場町1番63号	100人	Н30. 4. 1
剣野第一児童クラブ	柏崎市常盤台 25番 3号	62 人	Н31. 4. 1
剣野第二児童クラブ	柏崎市常盤台 25 番 24 号	67 人	Н31. 4. 1
半田第一児童クラブ	柏崎市南半田1番1号	49 人	Н30. 4. 1
半田第二児童クラブ	柏崎市南半田 9番 24号	90 人	Н30. 4. 1
田尻第一児童クラブ	柏崎市大字安田 1455 番地	76 人	Н31. 4. 1
田尻第二児童クラブ	柏崎市大字安田 1455 番地	74 人	Н31. 4. 1
新道児童クラブ	柏崎市大字新道 4977 番地	104 人	Н31. 4. 1
枇杷島第一児童クラブ	柏崎市関町9番34号	58 人	Н31. 4. 1
枇杷島第二児童クラブ	柏崎市関町9番34号	72 人	Н31. 4. 1
荒浜児童クラブ	柏崎市荒浜一丁目2番35号	44 人	Н30. 4. 1
北鯖石児童クラブ	柏崎市大字中田 1743 番地 2	36 人	Н30. 4. 1
日吉児童クラブ	柏崎市大字土合 806 番地	36 人	Н31. 4. 1
柏崎児童クラブ	柏崎市学校町1番88号	94 人	Н31. 4. 1
鯖石児童クラブ	柏崎市大字与板 2370 番地 1	56 人	Н30. 4. 1
大洲児童クラブ	柏崎市大久保二丁目 10番 13号	31 人	Н30. 4. 1
中通児童クラブ	柏崎市大字曽地 130 番地	19 人	H24. 7. 24
北条児童クラブ	柏崎市大字北条 1981 番地 1	30 人	H24. 7. 24
米山児童クラブ	柏崎市米山町 304 番地 4	17 人	H25. 4. 1
鯨波児童クラブ	柏崎市大字鯨波乙 1032 番地	40 人	Н30. 4. 1

2 こども食堂・地域食堂の推進及び拡充

- (1) こども食堂・地域食堂の実施
- (2) こども食堂・地域食堂研修会及び連絡会の開催:年2回
 - ① 第1回テーマ「食品衛生」について
 - ② 第2回テーマ「こども食堂・地域食堂を拠点とした地域づくり」について
- (3) こども食堂・地域食堂への立上げ助成の実施
 - ※子どもやその保護者を対象とするものを「こども食堂」とし、対象に制限を設けず、子どもから 高齢者まであらゆる人を対象とするものを「地域食堂」と表記しています。

3 福祉教育推進事業

- (1) 福祉教育推進プログラムの活用と周知
 - ① 小・中学校の教員への福祉教育推進プログラム活用提案の展開
 - ② 福祉教育推進プログラムの効果的な実施
 - ③ ボランティア推進校助成事業の活用提案の展開
- (2) 福祉教育プログラム体験講座

○高柳支所・西山支所

- (1) 高柳支所
 - ① 健康づくり増進のための講習会の実施
 - ② 高柳地域における地域ケア会議への参加
 - ③ 地域懇談会等地域内の生活課題の把握
- (2) 西山支所
 - ① 買い物支援付、コムサロン西山の実施
 - ② 開放型サロン、草生水ひろばの実施
 - ③ ふれあい子育てサロンの実施
 - ④ ニュースポーツ講習会の実施
 - ⑤ 親子を対象とした交流会の開催
 - ⑥ 地域ケア会議への参加
 - ⑦ 地域懇談会等地域内の生活課題の把握

◎在宅福祉サービス事業部門

(訪問事業課・介護支援事業課・障害福祉事業課・通所介護事業課)

在宅福祉サービス事業部門では、高齢者や障がい者が、介護や支援を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じて自立した日常生活を、生きがいを持って自分らしく安心して暮らせるように、利用者の立場に立った良質なサービスの提供に努めます。

訪問事業課では、組織体制を見直し、訪問介護係に訪問入浴係をチームとして組み入れ、現状に見合った規模で運営を行います。また、訪問看護事業では、特色としている専門職によるリハビリの提供に力を入れて取り組み、利用者ニーズに応じることができるように努めます。

介護支援事業課では、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが連携し、関係行政機関、医療サービス機関、サービス事業所、関係団体と綿密な連携を図り、生活困窮者や高齢者等の支援を必要とする方に対して、総合的なサービス提供と介護予防に努めます。新たに4月1日付で「柏崎市西地域包括支援センターくじらなみ」を赤坂山デイサービス内に移転し、「柏崎市西地域包括支援センターあかさかやま」として開設します。施設との連携、利便性の向上及び地域に根付いた相談体制をより一層強化していきます。

障害福祉事業課では、多様で柔軟なサービスの提供を行います。相談支援事業については、組織体制を見直し、安定的運営を行います。昨年度、本会が事業継承したかしわハンズについては、パン製造販売に係る新商品の開発や販路を拡大し、利用者工賃の向上を目指します。また検討を継続している事項について、将来につながる計画を立案します。

通所介護事業課では、利用者の多様化したニーズに応えながら、できていることの継続、意欲向上のための質の高いサービス提供に努めます。また、送迎体制や送迎範囲の見直しを図ることで、より多くの利用者確保に努めていきます。利用者の主体性を尊重しながら、自立支援の視点に着目した事業を推進し、各デイサービスセンターの特色としている認知症利用者への関わりや専門職によるリハビリの提供を行い、事業を実践するための専門的な知識および技術の習得を目指します。

職員の資質向上を目指し、職員一人ひとりが、本会の理念や関係法令、専門職としての職責、リスクマネンジメント、職場内のメンタルヘルス等を意識し、職員が同じ方向へ、同じ思いで取り組む研修会を計画していきます。

訪問事業課

○訪問事業課重点目標(訪問介護係・訪問看護係)

- ① 利用者及び家族から信頼される充実したサービスの提供
- ② 多様なニーズに対応できるスキルの高い職員育成のための研修の実施
- ③ 訪問入浴介護事業・総合事業訪問型サービスAにおけるサービス提供体制の見直し
- ④ 訪問看護事業におけるリハビリ提供体制の強化

○訪問介護係(訪問介護事業所·訪問入浴介護事業所)

自立支援の促進と生活の質の向上を目標に、利用者が健やかで安心して在宅生活を過ごせるよう日常生活の支援に努めます。

また訪問入浴介護事業の現状を踏まえ組織体制を見直し、訪問入浴係を廃止し訪問介護係へ組み入れます。訪問介護事業を提供する既存の3チームに、訪問入浴介護事業の1チームを加え4チーム体制とします。各事業所が連携してサービスの調整を行い、人と人との関わりを大切にし、明るく誠実な質の高いサービス提供に努めます。

1 サービス提供体制の充実・強化

- (1) サービス提供責任者による訪問介護員への指導及び業務管理の実施
- (2) 訪問手順書及びサービス提供マニュアルの定期的な見直し
- (3) 介護者等に対する介護に関する相談・助言
- (4) 訪問計画の作成及び稼働率の向上
- (5) 関係機関との連携及びネットワークの活用
- (6) 訪問入浴介護事業の利用者に対する質の高いサービスの提供
- (7) 訪問入浴介護事業・総合事業訪問型サービスAにおけるサービス提供体制の見直し

2 職員の資質向上

- (1) 一人ひとりの技能に応じた研修計画の作成と実施
- (2) 県内外の研修会への参加
- (3) 自己点検振り返りシートの活用
- (4) 他課との合同研修会の実施

3 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応・介護・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析
- (2) 事故防止策及び緊急時対応マニュアルの見直し
- (3) 緊急時対応についての研修実施
- (4) 訪問入浴車両積載ボイラー及び備品の点検強化

4 広報活動等の実施

- (1) 利用者を対象とした定期的な情報紙の発行:年3回
- (2) 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施

○訪問看護係(ゆたか訪問看護ステ―ション)

介護保険又は医療保険対象者に、ケアプラン及び主治医の指示に基づき、看護師等の専門職が訪問し、利用者の病状観察、バイタルチェック、リハビリメニューの作成と実施、療養上の援助及び必要な診療の補助を行っていきます。

また、家族への介護指導等を行い、利用者の生活の質の向上と利用者家族の介護負担軽減に取り組み、在宅生活が継続できるよう相手の心に届く支援に努めます。

1 サービス提供体制の充実・強化

- (1) 利用者の病状や状態の把握及び適切な看護サービスの提供
- (2) 利用者への療養指導・介護者に対しての介護指導
- (3) 個別リハビリメニューの提供とリハビリ提供体制の強化
- (4) 関係機関との連携及びネットワークの活用
- (5) 効率的な訪問計画の作成及び稼働率の向上

2 職員の資質向上

- (1) 一人ひとりの技能に応じた研修計画の作成
- (2) 県内外の研修会への参加
- (3) 自己点検振り返りシートの活用
- (4) 他課との合同研修会の実施

3 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応、介護・車両事故、ヒヤリハット事例の収集・分析
- (2) 事故防止策及び緊急時対応マニュアルの見直し
- (3) 緊急時対応についての研修実施

4 広報活動等の実施

(1) 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施

介護支援事業課(介護支援第一・第二係、地域包括支援係)

○介護支援事業課重点目標

- ① 地域課題の解決力強化と地域包括ケアシステムの推進
- ② 自立支援型ケアマネジメントの推進
- ③ 関係法令を遵守したケアプラン点検の実施
- ④ 相談援助の専門職としての資質向上

○介護支援第一・第二係(居宅介護支援事業所)

ケアマネジャーが、介護に関する相談援助、要介護認定申請の手続き、ケアプランの作成、福祉用 具の購入支援・住宅改修等の環境調整及びサービス提供事業者等との連絡調整を行い、要介護状態に なっても、住みなれた地域で安心して自立した生活が継続できるよう支援します。また利用者の意向 に添いながら、相談援助の専門職として資質の向上を図り、家族を含めた生活全般の課題やニーズに 対応できるよう努めます。また、関係法令を遵守したケアプラン点検を定期的に実施し、基本に則っ たマニュアルに反映させ、制度改正に対応していくよう体制を整備していきます。

1 法令を遵守したケアマネジメント業務の遂行

- (1) 利用者の意向を尊重し、かつ関係法令を遵守した適切なアセスメント及びケアプランの作成
- (2) 個人情報の適切な取り扱いの徹底
- (3) ケアプランチェックの推進
 - ① 自立支援検討型地域ケア会議への事例提供と結果の情報伝達、活用
 - ② 自己点検表を活用したケアマネジメント業務に関する個人チェックの徹底
 - ③ 職員間でケアマネジメント業務の内部チェックの実施:月1回
- (4)業務改善の取り組み
 - ① 事業所管理に関する各種マニュアルの見直し
 - ② 効率的な業務手順を検討するための業務改善会議の開催:年6回(新規)

2 利用者のニーズを重視したサービスの確立

- (1) 利用者の選択に資するために必要な資料の整備と利用者への提示
- (2) 適切な助言・指導を行うための主任介護支援専門員の配置
- (3)24時間の連絡体制による利用者への緊急対応の実施
- (4) 利用者に関する情報共有を目的とした会議の開催:毎日

3 困難ケースに対応できる体制の整備

- (1)係内での事例検討会の開催:年4回
- (2)包括支援センター及び市内居宅介護支援事業所との事例検討・研究会への参加:年3回
- (3) 事例研究及びデータの収集、整理
- (4) 多職種連携を意識した適切な情報共有の推進
- (5) 地域包括支援係と合同の課内研修会の実施:年2回

4 職員の資質向上

- (1) 利用者満足度アンケートの実施と結果の分析
- (2) 県内外の研修等への積極的な参加
- (3) 係内研修の開催:月1回
- (4) 主任介護支援専門員の資格取得推進

5 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応、ヒヤリハット事例の収集・分析と再発防止策の検討
- (2) 車両点検 週1回以上の実施
- (3) 給付管理を含めた事故防止策及び作業マニュアルの見直し、事故発生時の対応
- (4) 緊急時対応についての研修実施
- (5) 災害発生時の対応についての研修実施
- (6) 安否確認対象者の緊急連絡先の把握

6 他職種連携

(1) 関係機関及び本会各部署への情報提供や協力・連携

○地域包括支援係(柏崎市西地域包括支援センターまちなか・あかさかやま【名称変更】)

高齢者全般の身近な相談窓口として、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごせるよう、包括的支援事業・介護予防ケアマネジメント事業・指定介護予防支援事業を適切に実施します。新たに4月1日付で「柏崎市西地域包括支援センターくじらなみ」を赤坂山デイサービスセンター内に移転し、「柏崎市西地域包括支援センターあかさかやま」を開設します。更に施設との連携及び利便性の向上と地域に根付いた相談体制を強化していきます。

また、「聴くこと・寄り添うこと・地域と共に歩むこと」をモットーに、介護・医療・福祉の関係者や日常生活支援に携わる地域住民等の連携の拠点として、地域独自の社会資源やネットワークを構築し、多様な高齢者支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」体制の推進に努めます。

1 包括的支援事業

- (1)総合相談支援事業
 - ① 高齢者に関する総合相談の対応
 - ② 早期対応が必要な高齢者の実態把握
- (2) 権利擁護事業
 - ① 高齢者虐待事例への対応
 - ② 高齢者虐待防止ネットワーク連絡会への参加
 - ③ 消費者被害の防止及び対応
 - ④ 成年後見制度の活用
- (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ① 支援困難事例等への指導・助言
 - ② ケース検討会への参加
 - ③ ケアマネジャーの実践力向上を目的とした研修会等の企画・実施
 - ④ 介護支援専門員連絡会への参加
 - ⑤ 介護保険サービス事業所(地域密着型サービス事業所含)連絡会への参加

- ⑥ 介護給付費用適正化に向けたケアマネジャー支援
- (4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
 - ① 地域におけるネットワークの構築(地域ケア会議の活用、地区資源マップの作成等)
 - ② 地域包括支援センター連絡会への参加
 - ③ 地域包括ケアシステム推進のためのプロジェクトへの参加
 - ④ 民生委員老人福祉部会及び地区民生委員協議会への支援
 - ⑤ 地区担当保健師等との情報交換会への参加
 - ⑥ 認知症関連事業の企画・参加
 - ⑦ 認知症高齢者支援のための地域づくり (認知症サポーター養成講座の開催等)
 - ⑧ 在宅医療・介護連携の推進のための協力
 - ⑨ 生活支援コーディネーターとの連携
 - ⑩ 介護予防・生活支援サービスの体制整備のための協力
- (5) 地域ケア会議の実施
 - ① 個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、 政策の形成等を目的として実施する「地域課題検討型地域ケア会議」の実施

ア 個別ケア会議:年3回

イ 圏域会議:年1回

ウ モニタリング会議:年1回

- ② 「自立支援検討型地域ケア会議」の実施協力
- ③ 西地域包括支援センターまちなか通信、あかさかやま通信の発行:年4回

2 介護予防ケアマネジメント事業

- (1)総合事業(訪問介護・通所介護)のみを利用する対象者のケアマネジメント業務
- (2)総合事業利用希望者に対しての手続き等の支援
- (3) 介護予防訪問介護・通所介護相当サービスの必要な方に対する確認書の作成
- (4) 指定居宅介護支援事業者への業務委託

3 指定介護予防支援事業

- (1) 予防給付のみ、または、予防給付と総合事業サービスを組み合わせて利用する要支援者のケアマネジメント
- (2)介護予防訪問介護・通所介護相当サービスの必要な方に対する確認書の作成
- (3) 指定居宅介護支援事業者への業務委託

4 任意事業

- (1) 住宅改修理由書の作成
- (2) 福祉用具購入申請書の作成

5 職員の資質向上

- (1) 県内外の研修等への積極的な参加
- (2) 係内研修の開催:月1回
- (3) 介護支援係と合同の課内研修会の実施:年2回

障害福祉事業課(障害福祉サービス係・相談支援係・かしわハンズ)

○障害福祉事業課重点目標

- ① 自立した日常生活を営むための在宅における多様なサービスの提供
- ② リスクマネジメントと事故防止への取り組み
- ③ 社会参加を援助するための情報提供、助言、権利擁護等サービス利用の総合的支援
- ④ 利用者にあった就労機会の提供と製造及び販売基盤の強化

○障害福祉サービス係 (居宅介護事業所)

障がいのある方が自立した日常生活を営むために、身体介護、生活援助、同行援護、移動支援等の 多様なサービスを迅速かつ適切に行い、常に利用者の心身の状況や周辺環境を把握した誠実で丁寧な 支援に努めます。

1 サービス提供体制の充実・強化

- (1) サービス提供責任者による指導及び業務管理
- (2) 訪問手順書及びサービス提供マニュアルの定期的な見直し
- (3) 介護者等に対し、療養や介護に関する助言・指導
- (4) 効率的な訪問計画の作成と稼働率の向上
- (5) 関係機関及び他職種との連携
- (6) 緊急時訪問体制の強化
- (7) 同行援護従業者養成研修への参加

2 職員の資質向上

- (1)職員一人ひとりの技能に応じた研修計画の作成
- (2) 難病支援に関するミニ研修等の実施
- (3) 課内研修の実施
- (4) 県内外の研修への参加
- (5) 他課との合同研修会の実施

3 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応・介護事故・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析
- (2) 事故防止策及び緊急時対応マニュアルの見直し
- (3) 緊急時に関する訓練の実施

4 広報活動等の実施

- (1) 定期的な情報紙の発行:年3回
- (2) 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施

○相談支援係(相談支援事業所おうぎまち)

地域で生活する障がいのある方の意思を尊重し、自立した日常生活及び社会参加を援助するため、 様々な相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援等を行い、行政及び関係 機関との連絡調整や権利擁護のための総合的な支援を行います。

相談支援事業については組織体制を見直し、安定的運営を行います。

1 サービス提供体制の充実・強化

- (1) 指定一般相談支援の実施
 - ①地域相談支援(地域移行、地域定着支援)
 - ア 障がい者に対して地域移行のための住居の確保・就労等の相談支援
 - イ 地域生活を継続していくための関係機関との連携・連絡・支援の体制確保
 - ② 基本相談支援
 - ア 障がい者の地域移行地域定着支援の利用のための窓口相談
 - イ 地域相談支援
- (2) 指定特定相談支援の実施
 - ① 計画相談支援
 - ア 障害福祉サービスの利用を希望する障がい者への利用申請の支援
 - イ アセスメントに基づくサービス等利用計画の作成
 - ウ サービス提供事業所との連絡調整、モニタリングの実施
 - エ 利用者の意向に沿ったサービスの利用支援
 - ② 基本相談支援
 - ア 窓口相談者への必要な情報の提供、助言等の相談支援
 - イ サービス利用を希望する障がい者に対する事業所との連絡調整
- (3) 指定障害児相談支援の実施
 - ① 自立した生活や将来の社会参加を目指す上での必要な情報の提供や助言
 - ② 行政及び関係機関との連携並びに必要な障害福祉サービス利用の推進
- (4) 関係機関及び他職種との連携

2 職員の資質向上

- (1) 相談支援専門員初任者研修と現任研修への参加
- (2) 自立支援協議会などへの参加
- (3) 県内外の各種研修への参加
- (4) 介護保険のケアマネジャーと情報交換する機会の設定及び介護保険への円滑な引継ぎ

3 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応・介護事故・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析
- (2) 事故防止対策及び緊急時対応マニュアルの見直し
- (3) 緊急時に関する訓練の実施

○かしわハンズ

利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動や社会体験、社会見学活動等の機会を提供します。

1 就労継続支援事業B型の運営

一般企業への就職が困難な障がい者に就労の機会を提供し、雇用契約を結ばず利用者が比較的自由に働ける非雇用型として事業を運営し、また、社会生活を営むための知識及び能力の向上のために必要な訓練等を適切かつ効果的に行うことにより、利用者の福祉の増進を図ります。

サービス提供時間:7時間30分(8時30分~16時00分)

定 員 数:20名

(1) 支援計画の実施

- ① 個別支援計画の作成
- ② 特定相談支援事業者等関係機関との連絡調整
- ③ 生活に関する相談・助言
- ④ 社会的活動、余暇活動の支援
- ⑤ 保健衛生及び健康管理
- (2) パンの製造及び販売
 - ① 利用者の能力、適性にあった作業の安全確保
 - ② 品質向上や商品開発の推進
 - ③ 販路の拡大
 - ④ 利用者工賃の向上
 - ⑤ 利用者と一緒に各事業所への配達
- (3) 新規事業の検討

2 日中一時支援事業の運営

障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、活動の場を提供し、社会 生活に適応するための日常的な訓練を実施

サービス提供時間:7時間30分(8時30分~16時00分)

定 員 数:5名

3 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応・支援中の事故・車輌事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析
- (2) 食中毒を含む事故防止策及び緊急時対応マニュアルの見直し
- (3) 緊急時に関する訓練の実施

4 職員の資質向上

- (1) 資格取得のための研修及び講習会への参加
- (2) 県内外の研修等への参加
- (3) 自立支援協議会などへの参加
- (4) 係内研修の開催:月1回

5 検討の継続

- (1) 事業所建物の増改築
- (2) 利用者の送迎事業

通所介護事業課(赤坂山・松波・北条デイサービスセンター、シニアエクササイズさんわ)

○通所介護事業課重点目標

- ① 自立支援を推進するための生活状況に即したサービスの提供
- ② 個別機能訓練と運動器機能向上訓練を通した生活機能の改善
- ③ 専門職による認知症ケアの実践
- ④ 各デイサービスの特色を生かした事業展開のための知識の習得

○赤坂山デイサービスセンター

利用者一人ひとりが在宅生活を継続するための生活課題や身体能力の適切な評価を行い、課題解決のためのリハビリメニューを提供及び実践することにより改善を図り、利用者自身が成果を実感するとともに、少しでも自立した生活ができるように支援していきます。また、一人ひとりの状況に応じて、その人が望む生活が送れるよう、専門的なケアを提供し、家族への啓発や関係者との連携を図りながら支援していきます。

サービス提供時間:7時間(9時00分~16時30分の間の7時間)

定 員 数:一般型39名

1 利用者の身体的機能の維持・向上と自立支援への取組

- (1) 利用者及び介護者の意向を基に、利用者一人ひとりの生活機能向上に着目した個別リハビリメニューの作成、実施、評価
- (2) 利用者の運動への意欲と継続性の意識づけ
 - ① 自宅で一人でもできるリハビリメニューの提供
- (3) 介護者への介護負担軽減のための運動の重要性の意識づけ
- (4) 専門職による在宅生活継続のための助言・指導
 - ① 利用者自身に適した歩行補助具等の助言
 - ② 利用者がより安全に生活ができるよう住宅環境への助言

2 グループ活動の効果を生かしたサービスの提供

- (1) グループで一緒に楽しめる行事や活動方法の工夫
- (2) 利用者同士の関わりの見守り及びより良い関係づくりへの支援

3 短時間デイサービス「わかがえーる」の実施

利用者の生活に着目したリハビリメニューを作成し、運動器機能向上サービスを提供するとともに、 生活機能訓練として実際の生活場面の体験を通し、利用者自身が成果を意識することで運動継続の重 要性を意識しながら、主体的に生活が送れるよう支援していきます。

サービス提供時間:3時間(9時30分~12時30分、13時30分~16時30分)

定員数:午前10名、午後10名

4 柏崎市通所型サービスAの実施

総合事業利用者が運動習慣の重要性を意識することで、自立した生活が送れるよう日常生活上の課題におけるリハビリメニューの作成及び運動器機能向上サービスを提供します。また、生活環境や身体状況によって自宅での入浴が困難な利用者においては入浴サービスを実施します。

サービス提供時間:3時間(9時30分~12時30分、13時30分~16時30分)

定 員 数:午前10名、午後10名

○松波デイサービスセンター

個々の疾病や生活状況などを踏まえ、専門的な知識や介護技術をもとに、その人の生活がよりよい ものになるように支援をしていきます。

認知症対応型のサービスにおいては、症状の進行を出来る限り遅らせることで、現状の認知機能を維持させ、個々の状態に添った支援を提供します。若年性認知症の利用者については、他者との交流の場を提供し、個々の意思決定を尊重したサービスに努めると共に、関係機関との連携を図り、柔軟な受入れに取り組んでいきます。

サービス提供時間:7時間(9時00分~16時30分の間の7時間)

定 員 数:一般型30名、認知症対応型7名

1 在宅生活を継続することができ、さらによりよい生活を送ることができるような機能維持・向上 と自立支援への取組

- (1) 利用者及び介護者の意向を基に、より生活状況に合わせた専門的な個別機能訓練、運動器機能向 上サービスの提供
- (2) 個別リハビリメニューの作成・実施・評価
- (3) 個々の状態に合わせた医療ニーズへの対応と経過観察

2 グループ活動の効果を生かしたサービスの提供

- (1) グループで一緒に楽しめる行事や活動方法の工夫
- (2) 利用者同士の関わりの見守り及びより良い関係づくりへの支援

3 認知症利用者への個別アプローチと状況に合わせた柔軟な受入れ及び継続支援

- (1) 認知症利用者への支援
 - ① 若年性認知症利用者を中心に、個々の状況やニーズに合わせた専門的な支援の提供及び家族の会や支援者との交流スペースとして2階を使用
 - ② 本人の意向を踏まえた作業や活動を提供し、社会参加への機会を提供

4 地域密着型サービスへの対応

(1) 年2回、運営推進会議の開催

5 基準該当生活介護への取り組み

障がいがあっても、地域で自分らしく暮らせることを目標に、生活上の困難なことに対して支援するための一翼として、デイサービス事業を実施します。

サービス提供時間:5時間(10時00分~15時00分)

定 員 数:5名

6 柏崎市通所型サービスAの実施

生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、運動の機会の提供、また自宅では困難な方に入浴のサービスを提供することで、在宅生活が今後も継続できるように支援すると共に、孤独の解消のために社会的交流の場を提供します。

サービス提供時間: 2.5 時間(10 時 00 分~12 時 30 分)

定 員 数:5名

○北条デイサービスセンター

利用者一人ひとりの身体状態に添ったリハビリメニュー、専門的なケアを提供することにより、在 宅生活の継続を支援することで、さらなる利用の促進に努めます。個々の状況に応じて、利用者自身 が成果を実感するとともに、少しでも自立した生活ができるように支援していきます。

また、北条つなぐ会を通じ地域の包括的なケアに協力していくと共に、活動内容の情報発信や広報活動等を行い、地域に開かれた施設づくりに努めます。

サービス提供時間:7時間(9時00分~16時30分の間の7時間)

定 員 数:一般型34名

1 利用者の身体的機能の維持・向上と自立支援への取組

- (1) 利用者及び介護者の意向を基に、利用者個々の状態に合わせた専門的な個別機能訓練、運動器機能向上サービスの提供
- (2) リハビリメニューの実施
 - ① リハビリ器械を活用した反射運動による身体機能向上トレーニングの実施
 - ② 利用者がより安全に生活ができるよう住宅環境への助言
 - ③ 認知力低下予防を目的とした脳トレーニングの実施

2 グループ活動の効果を生かしたサービスの提供

- (1) グループで一緒に楽しめる行事や活動方法の工夫
- (2) 利用者同士の関わりの見守り及びより良い関係づくりへの支援

3 短時間デイサービス「はつらつクラブ」の実施

利用者の生活課題に重点をおき、その課題が改善できるよう一人ひとりの状態に合わせた個別機能訓練、運動器機能向上サービス、生活訓練等を実施し、身体機能や筋力の維持・向上を図り、利用者の望む生活が送られるよう支援します。

また、利用者自身が生活動作や体調の変化に関心を持つことができ、主体的かつ意欲的な生活ができるよう、生活機能訓練として買い物等、実際の生活場面の訓練を行い、評価することで、利用者自身がリハビリの成果を見極め、運動継続の重要性を意識しながら主体的に在宅生活が送れるよう支援していきます。

サービス提供時間:3時間 (9時30分~13時00分の間の3時間、13時30分~16時30分) 定 員 数:午前10名、午後10名

4 柏崎市通所型サービスAの実施

生活等に関する相談及び助言と健康状態を確認し、運動の機会を提供します。

また自宅では入浴の不安がある方にサービスを提供することで、在宅生活が今後も継続できるように支援します。併せて昼食も提供することで社会的交流の場としても支援していきます。

サービス提供時間:3時間(9時30分~13時00分の間の3時間)

定 員 数:10名

○シニアエクササイズさんわ

利用者一人ひとりが在宅生活を継続するための生活課題や身体能力の適切な評価を行い、課題解決のためのリハビリメニューを提供及び実践することにより改善を図り、利用者自身が成果を実感するとともに、少しでも自立した生活が継続できるように支援していきます。また、利用者自身が生活動作や体調の変化に関心を持つことができ、主体的かつ意欲的な生活ができるよう支援していきます。

サービス提供時間:3時間(9時30分~12時30分、13時30分~16時30分)

定 員 数:午前10名、午後5名

1 運動器機能向上・個別機能訓練サービスの提供

- (1) 利用者一人ひとりの状態や生活課題に沿った個別リハビリメニュー・自宅用の個別リハビリメニューの作成、実施、評価
- (2) 運動意欲と継続性への意識づけ

生活機能訓練として、買い物等、実際の生活場面の訓練を行い、評価することで、利用者自身がリハビリの成果を見極め、運動継続の重要性を意識しながら主体的に在宅生活が送れるようにするための支援

2 社会的交流の場の提供

- (1) 利用者同士の支援力の見守り及び相互作用の側面的支援の実施
- (2) 趣味のサークル活動等の地域活動の紹介

3 地域密着型サービスへの対応

(1)年2回、運営推進会議の開催

4 柏崎市通所型サービスAの実施

サービス提供時間:3時間(9時30分~12時30分、13時30分~16時30分)

定 員 数:午前5名、午後10名

利用者が運動習慣の重要性を意識することで、主体的に自身の生活が送れるよう生活に着目したリハビリメニューの作成及び運動器機能向上サービスの提供を行います。

○通所介護事業課共通内容

1 職員の資質向上

- (1) 月1回の係内研修
- (2) リハビリに関する外部研修への参加
- (3) 認知症に関する各種研修への参加
- (4) 認知症実践者研修及び管理者研修への参加
- (5) AED を活用した心肺蘇生法の研修の実施

2 サービス向上への取り組み

- (1) 居宅介護支援事業所へのアンケートの実施
- (2) 介護者・地域支援
 - ① 運動習慣への啓発活動
- (3) 送迎体制の効率化及び送迎範囲の見直しによる利用者確保

3 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応・介護・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析及び改善策の策定
- (2) 事故防止策及び緊急時対応マニュアルの見直し
- (3) 緊急時対応についての研修実施

4 広報活動

- (1) 社協広報誌「福祉のひろば」、ホームページ、地元新聞、コミュニティ放送等を活用した利用者への PR
- (2) 月1回利用者介護者向けのデイサービス通信の発行
- (3) 地域包括支援センターへの情報提供とPR活動

5 介護保険外サービスの実施(シニアエクササイズさんわを除く)

- (1) 理・美容サービス
- (2) 時間延長サービス
 - ① 利用者家族の突発的な事情、冠婚葬祭等に対応するため、時間延長サービスを実施

6 施設の老朽化による大規模修繕

- (1) 給湯機器の入替
 - ① 赤坂山デイサービスセンター
- (2) 照明機器のLED化の検討
 - ① 赤坂山デイサービスセンター
 - ② 松波デイサービスセンター
 - ③ 北条デイサービスセンター